8-6
No. 80-2

2

東京婦人少年室 婦人課
52.10.31

専門官 係

（部内限）

自営業婦人就業者関係資料情報

Ⅰ　国会質疑、陳情等

Ⅱ　関係婦人組織の概要

Ⅲ　中小企業庁「中小企業自営業婦人生活等実態調査」調査の概要

昭和５２年１０月

労働省婦人少年局婦人課

I　国会質疑・陳情等

1. 国会質疑

○50.12.10　衆議院予算委員会（第76国会）

質問者：田中美智子委員（共）

要　旨：

1）事業者の妻は，妊娠中，病気中も仕事を休むことなしに働いている現状であるにも拘らず，専従者控除[注1)]という形で年間40万円と評価されていることをどのように考えるか。

2）事業者の妻が加入している国民健康保険の助産費[注2)]は2万円であるが，政府管掌健康保険の場合は6万円であり，この格差をどう考えるか。

3）居住用不動産を夫から妻に贈与する場合，配偶者控除の適用要件が婚姻期間20年以上であるのは長過ぎるという意見に対する検討をどのようにすすめているか。

答弁要旨

1）事業者が青色事業者となれば，専従者給与は全額控除されることとなっている。白色の場合は，無業の妻の配偶者控除26万円にプラスして専従者控除40万円としている。（大蔵省）

2）国民健康保険の助産費は国の補助基準では50年度は4万円となっているが，未だ差があるのでこの格差を埋めていかなければならないと考えている。（厚生省）

3）調査の結果28，9年あたりでの贈与が多いようなので，この20年を改正する必要は今のところないと考えている。（大蔵省）

注1）青色申告と白色申告

青色申告は申告納税制度の眼目をなす制度で，記帳の普及と，これに基づく正しい申告，ならびに，その記帳の調査に基づく正しい

更正・決定を期するものである。青色の申告用紙が用いられるところからこうよばれている。

所得税について青色申告書を提出することができる所得の種類は事業所得，不動産所得，山林所得のある者に限られる。青色申告書を提出しうるためには税務署長の承認を受けねばならないが，そのためにはこれらの所得の計算に関し一定の帳簿書類を備えつけ，一定の事項を記載することが，必要である。

青色申告書を提出した納税義務者に対しては，政府が更正・決定をなす場合には，必ずその備えつけた帳簿書類を調査したうえでなければならないという税法上の特別な取扱いを受け，その他損失の繰越控除，繰戻し還付，青色申告控除，減価償却の特例など，各種の特典を享受する。なお，青色申告は法人税についても認められている。青色申告以外の申告を白色申告と呼んでいる。

注2）５２年度助産費（分娩費）

国民健康保険（補助基準額）	６万円	５２年１０月から
政府管掌健康保険	１０万円	

○５１.１.２９　衆議院予算委員会（第７７国会）

質問者：赤松　勇委員（社）

要　旨：

保育所が不足しており，特に自営業の主婦の子どもは入所しにくい状況になっている。これらの子どもも収容できるよう努力してほしい。

答弁要旨

自家営業の結果保育に欠ける者について，これを措置することについての厚生省の方針は定っているので，注1）その方針を都道府県に督励する。（厚生省）

注1）

○児童福祉法による保育所への入所の措置基準について

昭和３６年２月２０日　児発第１２９号

各都道府県知事・各指定都市市長宛　厚生省児童局長通知

別紙、児童福祉法による保育所への入所の措置基準

（居宅内労働）

(2)　児童の母親が日中居宅内で児童とはなれて日常の家事以外の労働をすることを常態としているため，その児童の保育ができず，かつ，同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認められる場合。ただし，父親がその業に従事しており，かつ，そのための使用人がいる家庭を除く。

○保育所の入所措置及び運営管理の適正化について

昭和４４年１２月２７日　児発第８０９号

各都道府県知事・各指定都市市長宛　厚生省児童家庭局長通知

第１　保育所への入所措置の適正化

2　入所の措置については，あくまでも個々の家庭の構成，就労状況等に着眼して決定し，とくに母親が農業その他の自営業に従事している場合の決定にあたっては，十分な調査を行なうこと。

○５1.１0.１４　参議院商工委員会（第７８国会）

質問者　安武洋子委員（共）

要　旨：

1）業者婦人が中小企業，零細企業の中で果している役割をどう評価するか。

2）昭和４８年全国商工団体連合会婦人部協議会の「業者婦人の生活と健康調査」によると，仕事の時間が長い，健康が破壊されている等の結果が出ている。中小企業庁が責任をもって対処すべく，この問題を受けとめる部署をはっきりさせてほしい。

3）この他，健康診断を受けやすくしてほしい。青色白色の区別なく自家労賃を認めるべきである。保育所入所に差別がある。健康保険の助産費について前出と同様の質問

答弁要旨

1）中小企業における婦人の役割を高く評価している。問題の処理については検討していきたい。（通産省）

○ 52.4.2　参議院予算委員会（第80国会）

質問者：安武洋子委員（共）

要　旨：次の1)，2)，3）について担当大臣はどう考えるか

1）業者婦人の問題について

2）保育所の入所差別について

3）白色申告の場合，自家労賃が認められないことについて

4）国内行動計画における自営業に従事する婦人に対する方針について説明せよ

5）中小企業庁に業者婦人の問題に責任をもつ部署を設けるべきである。又業者婦人対策の部署を充実せよ。

答弁要旨

1)，2)，3）については，前掲の答弁と同趣旨

4）国内行動計画中の自営業婦人の関係の項目を説明（総理府）

5）中小零細企業の振興を図るという立場から，中小企業庁計画部振興課を連絡窓口にしながら関係各課が研究会を開き，実情のヒヤリングあるいはそれに対する考え方の整理をすすめているところである。（通産省）

自営業で働いている家族は一般的に就業時間が長い，育児，家事の負担が重いので，これらのことについての配慮，指導が必要である。

健康管理についても人を雇っている場合には強制的に健康診断をするが，そうでない場合には健康管理を推進するというような方法を講

じなければならない。その方向に向けて婦人少年局の努力を促している。（労働省）

2. 陳情，意見書の提出等

昭和５１年５２年にかけて，労働省あて提出され，又は婦人少年局が把握したものは次のとおりである。

51.10.14　自営業婦人の労働の評価に関する意見書
大阪府議会議長より労働大臣あて

51.11.6　全国商工団体連合会婦人部協議会陳情

52.2.3　全国商工団体連合会婦人部協議会より労働大臣あて要望書

52.3.29　自営業婦人等の労働の評価並びに健康保障に関する要望決議　東大阪市議会より労働省あて

52.4.5　業者婦人の地位向上・健康と母性を守るための意見書
秦野市議会議長より労働大臣あて

52.6.11　自営業婦人等の労働の評価並びに健康保障に関する要望決議
大阪府守口市議会議長より労働大臣あて

52.8.8　自営業に従事する婦人の地位向上並びに健康と母性を守るための意見書
京都府宇治市議会議長より労働事務次官あて

意見・要望の概要

1）自営業婦人の労働を正当に評価し，事業専従者給与にかかる税制上の優遇措置をはかること。

2）保健指導と健康診査の強化及び分娩給付等を中心とした母性保健の改善と国民健康保険の充実を図ること。

3）老後の経済的安定を確保するため，年金制度の改善を図ること。

4）保育施設の充実とともに，育児等に関する環境条件の整備を図ること。

5）自営業婦人対策の作成にあたっては，自営業婦人の意見を聴取すること。

Ⅱ　自営業関係婦人組織の概要

組織概況

全国組織	県連合組織等	単位団体	対象会員	事業	備考
全国商工会婦人部連合会 昭和42年結成 会長　鈴木　キヨ 事務局　全国商工会連合会内 〒105　東京都港区新橋2－16－1新橋ビル8F 電話　03－503－1251（代表）	ブロック連絡協議会3 1. 中部ブロック商工会婦人部連合会正副会長会議 2. 中国5県商工会婦人部連絡協議会 3. 九州商工会連合会婦人部連絡協議会 県段階商工会婦人部連合会44（未設立　東京，大阪，沖縄）	市町村単位　商工会婦人部 全国計　1,504団体	o婦人経営者 o地域商工業主婦および子女 部員数 全国計131,921人	全国商工会婦人部連合会の事業 1. 県婦人部連合会及び市町村商工会婦人部の事業および運営を指導すること。 2. 商工業の振興等に寄与する諸行事を行うこと。 3. 商工業に関する講習会等を開催すること。 4. 商工業に関する調査，研究および海外視察等を行なうこと。 5. 全国連合会会長から委託された事業を行うこと。 6. 本会の意見を全国連合会会長に上申するとともにこれを公表し，必要に応じて関係方面に建議，陳情すること。 7. 関係諸団体との連絡協議をはかること。 8. その他	o商工会の内部組織であって，収入および支出は原則として商工会の予算に計上されている。（数字は52.1.31現在）
全国商工会議所婦人会連合会 昭和44年結成 会長　松川　サク	県段階連合組織の有無については不明。 全国組織加入団体のある都道府	商工会議所単位（市町） 商工会議所婦人会，	o婦人経営者 （商工会議所会員） oその他	全国商工会議所婦人会連合会の事業 1. 会員相互の連絡，啓発，親睦 2. 婦人会運営に関する情報および	o商工会議所の組織の一部であって，商工会議所が財政

全国組織	県連合組織等	単位団体	対象会員	事業	備考
事務局　日本商工会議所内 〒100　東京都千代田区丸の内3－2－2東商ビル 電話　03－215－6482（代表）	県39	同婦人部，婦人経営研究会等種々の名称でよばれている。 全国組織加入団体数94		資料の収集，刊行。 3. 婦人経営者としての経営上の諸問題に関する調査研究。 4. 商工業の改善発達に関し，意見の公表，具申および建議。 5. その他	上協力するか又は運営上協力するかの何れかである。 （数字は51.11.8現在）
全国青色申告会総連合婦人部 昭和51.11.結成 会長　久納　晟子 事務局　全国青色申告会総連合内 〒100　東京都千代田区神田駿河台2－9 電話　03－294－2301（代表）	都道府県段階 連合会婦人部18	税務署又は市町村段階 青色申告会婦人部 約800団体	o婦人事業主 o妻専従者（夫の共同経営者） o娘専従者（家族従業員） o婦人従業員（雇用者）	全国青色申告会総連合婦人部の事業 1. 全青色がすすめる運動，事業並びに計画に参画し，協力・支援する。 2. 全国都道府県連合婦人部の相互連絡と情報の交換を行なう。 3. 婦人部の意見，発表並びに関係行政庁に対する陳情具申を行う。 4. その他	○全国青色申告会総連合の本会計予算の中に婦人部予算が計上されており，補充的に部費があつめられている。 （数字は52.9現在）
全国商工団体連合会婦人部協議会 昭和49.12.結成 代表委員　間沢　ふさ　他 事務局長　長竹　良子 事務局　全国商工団体連合会内 〒171　東京都豊島区目白2－36－13 電話　03－987－4391～5	都道府県段階 連合会婦人部28 （県段階組織のない24の単位団体も直接全国組織に入っている。）	民主商工会婦人部	民主商工会会員家族（主として主婦） 計約48,000人	全国商工団体連合会婦人部協議会の事業 1. 営業と生活，健康を守るための諸活動 2. 親睦や趣味の会などスポーツ，文化活動 3. 全国の各民商に婦人部をつくり婦人部の組織をかため，部員を拡大するための積極的な援助 4. 学習会やニュースの発行など教	（数字は51.11.1.現在）

全国組織	県連合組織等	単位団体	対象会員	事業	備考
				育宣伝活動 5. 県婦人部協議会（婦人部）の活動交流 6. 各婦人団体との連絡，交流，共同行動 7. その他	

Ⅲ 「中小企業自営業婦人生活等実態調査」調査の概要

中小企業庁小規模企業相談室

1. 調査目的

この調査は小企業を自から経営している婦人又は小企業の経営者の家族として就業している婦人（いわゆる自営業婦人）の勤労及び生活等の実態を明らかにし，これらの婦人の意識を把握し，今後の参考資料とするものである。

2. 調査地域

全　国

3. 調査対象者

小売業，飲食業若しくはサービス業に属し，常時使用する従業員の数が2人以下の企業又は製造業に属し常時使用する従業員の数が5人以下の企業を自から経営している婦人又はこれらの企業の女子従業員。

4. 抽出方法

商工会議所所在の地区及び商工会所在の地区に分け，小売業，飲食業，サービス業及び製造業の事業所の数にほぼ比例させて両地区ごとに2,000を割当て，商工会議所地区から1,574，商工会地区から1,338の回答を得た。なお，全体の結果は商工会議所地区及び商工会地区の小企業者の分布数に応じウエイトをつけて算出した。

5. 調査時期

昭和52年7月

6. 調査方法

面接法（任意に抽出した全国100の商工会議所及び全国200の商工会の経営指導員等による。）

7. 調査項目

(1) 家の事業・店に関する事項

(2) 仕事に関する事項

(3) 健康に関する事項

(4) 家族に関する事項

(5) 生活に関する事項